2023年2月15日

正　会　員

一般社団法人日本作業療法士協会
選挙管理委員会

公　　示

一般社団法人日本作業療法士協会定款（第28条）に基づき、2023年5月27日に任期満了となる役員の立候補を下記要領で募集します。任期は2023年度社員総会から2025年度社員総会までの2年間です。

なお役員は、定款（第15条、第25条）及び定款施行規則（第21条）に基づき、社員総会において選任します。また会長については、定款（第15条）及び定款施行規則（第22条）に基づき、社員総会にて選出した候補者を理事会へ意見として提出し、理事会において選定します。

記

1　改選する役職名と定数

・理事　　20名以上24名以内
・会長候補　　1名

2　立候補の申請方法について

(1)　始めに立候補申請用のID/パスワードを取得します

①立候補希望者は、日本作業療法士協会事務局（以下、事務局）へ立候補希望について電子メールで連絡してください。連絡のあった人にのみ、立候補申請用のID/パスワードを送付しますので、必ず連絡をしてください。

立候補希望の連絡受付期間　**2023年2月20日（月）0時00分～3月1日（水）正午**

電子メールアドレス　senkyo2023※jaot.or.jp　←※を@に変えて送信してください

電子メールでの記載事項　件名「立候補希望」
本文への記載事項
・氏名
・生年月日
・会員番号
・メールアドレス
・電話番号（確認が必要な際に連絡が取りやすいもの）

②メールで立候補希望の連絡があった人について事務局で会費納入状況を確認します。未納の人には事務局より電子メールで督促します。納入が確認できるまで、立候補希望の受付は保留となります。

③受付が完了した人には、1週間以内に事務局から受付完了メールを送信します。

④受付が完了した人には、3月9日（木）に立候申請用のID/パスワードを電子メールにて送付します。

(2)　次に立候補のWeb申請をします

①立候補者はWeb選挙サイト（i-Vote）にて立候補申請をします。

立候補申請の期間　**2023年3月10日（金）0時00分～3月23日（木）正午**

②協会ホームページの会員ポータル内のリンクより、Web選挙サイト（i-Vote）へアクセスします。

③3月9日（木）に送付された立候補申請用のID/パスワードでログインします。

④**理事**に立候補する場合は、候補申請の画面で選挙名**「役員選挙（理事）」**を選択して申請手続きをします。

⑤**会長候補**に立候補する場合は、理事と会長候補の二つの立候補申請が必要です。**「役員選挙（理事）」**で理事の申請を行った後に、候補申請の画面で選挙名**「会長候補者投票」**を選択して申請手続きをします。

⑥候補者申請の画面では、項目に沿って入力します。入力された内容は、そのまま選挙公報として社員および正会員へ公表されます。入力が任意の項目についても、なるべく入力するようお願いします。

入力する項目

・写真【必須】…　正面、無帽、胸上までの顔写真で、6 ヵ月以内に撮影したもの。本人以外の物が入りこまないよう留意してください。なお、顔写真の掲載を希望しない場合は、印字した氏名を撮影し、それを添付してください。

・年齢【必須】…　数字を入力します。

・所属都道府県【必須】…該当するものを選択入力します。

・所属施設（任意）…40 字以内。文字フォントは一定です。

・立候補の趣旨（任意）…700 字以内。文字フォントは一定です。

・略歴（任意）…300 字以内。文字フォントは一定です。

⑦入力した内容を確認画面で確認し、「申請」ボタンを押すことで申請が完了となります。

⑧申請内容は選挙管理委員会で確認した後に受理します。申請内容に不備等がある場合は、選挙管理委員会より本人に連絡をします。

⑨申請の受理結果については、Web 選挙サイト（i-Vote）で確認することができます。

※申請の方法の詳細は、協会ホームページに掲載の「立候補申請マニュアル」を参照してください。

3　立候補の受理結果についての公表

選挙管理委員会において受理した立候補者については、機関誌 4 月号および協会ホームページに掲載します。

4　投票について

(1)　投票権があるのは社員（代議員）です。

(2)　投票はインターネット投票で行います。社員（代議員）には、下記投票期間前に役員選挙告示と投票用 ID/パスワードを送付します。

(3)　投票期間　　2023 年 5 月 9 日（火）～5 月 19 日（金）

5　選挙公報について

(1)　社員には、候補者について示した選挙公報を送付します。また、インターネット投票画面でも閲覧ができます。

(2)　社員以外の会員は、日本作業療法士協会ホームページで閲覧することができます。

6　選挙運動について

立候補者は役員選出規程第 27 条に基づいた選挙活動ができます。また、正会員は役員選出規程第 28 条に基づいた選挙活動ができます。

問い合わせ先

一般社団法人日本作業療法士協会　選挙管理委員会

電子メールアドレス　　senkan2023jaot※gmail.com　←※を@に変えて送信してください

以上